

都道府県知事へのご登録は、お済みですか？

業務用冷凍空調機器（業務用エアコン・業務用冷凍機・業務用冷蔵庫など）から冷媒フロンを回収する場合、法に基づいた「**都道府県知事への登録（第一種フロン類回収業者登録）**」が必要です。（※）

（※）平成14年4月施行のフロン回収・破壊法に基づき、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の廃棄時・整備時に冷媒フロンの回収を行う場合、回収作業を行う場所の都道府県知事へ「第一種フロン類回収業者の登録」をすることが必要となりました。登録をせずに回収すると、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」が科せられます。

●この件に関するホームページ

【経済産業省ホームページ】 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/law_furon_touroku.html

【環境省ホームページ】 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/tebiki/index.html>

〔フロン回収・破壊法 第九条〕 フロン回収・破壊法は平成14年4月より施行されています。

第一種フロン類回収業（第一種特定製品が整備され、又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 その業務に係る第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類
- 四 事業所ごとの第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力
- 五 その他主務省令で定める事項

.....「第一種フロン類回収業者の登録」の申請は、下記の各都道府県の担当部局課までお問い合わせ下さい。.....

■都道府県の担当部局課

平成21年8月1日現在

北海道	環境生活部環境局環境政策課	011-204-5189	滋賀県	琵琶湖環境部琵琶湖再生課	077-528-3456
青森県	環境生活部環境政策課	017-734-9249	京都府	文化環境部環境管理課	075-414-4711
岩手県	環境生活部環境保全課	019-629-5383	大阪府	環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課	06-6944-9241
宮城県	環境生活部環境政策課	022-211-2661	兵庫県	農政環境部環境管理局大気課	078-362-3285
秋田県	生活環境文化部環境あきた創造課	018-860-1571	奈良県	くらし創造部景観・環境局環境政策課	0742-27-8734
山形県	文化環境部環境企画課	023-630-2338	和歌山県	環境生活部環境政策局環境管理課	073-441-2688
福島県	生活環境部水・大気環境課	024-521-7261	鳥取県	生活環境部循環型社会推進課	0857-26-7681
茨城県	生活環境部環境対策課	029-301-2961	島根県	環境生活部環境政策課	0852-22-5277
栃木県	環境森林部環境保全課	028-623-3188	岡山県	生活環境部環境管理課	086-226-7305
群馬県	環境森林部環境保全課	027-226-2832	広島県	環境県民局環境部環境保全課	082-513-2917
埼玉県	環境部青空再生課	048-830-3058	山口県	環境生活部環境政策課	083-933-2690
千葉県	環境生活部廃棄物指導課	043-223-4658	徳島県	県民環境部環境局環境整備課ゴミゼロ推進室	088-621-2266
東京都	環境局都市地球環境部総量削減課	03-5388-3471	香川県	環境森林部環境管理課	087-832-3219
神奈川県	環境農政部大気水質課	045-210-4111	愛媛県	県民環境部環境局環境政策課	089-912-2347
新潟県	県民生活・環境部環境企画課地球環境対策室	025-280-5150	高知県	林業振興・環境部環境対策課	088-821-4522
富山県	生活環境文化部環境政策課	076-444-8727	福岡県	環境部環境保全課	092-643-3360
石川県	環境部環境政策課	076-225-1463	佐賀県	くらし環境本部循環型社会推進課	0952-25-7774
福井県	安全環境部環境政策課	0776-20-0303	長崎県	環境部未来環境推進課	095-895-2512
山梨県	森林環境部環境創造課	055-223-1506	熊本県	廃棄物対策課	096-333-2278
長野県	環境部廃棄物対策課	026-235-7181	大分県	生活環境部地球環境対策課	097-506-3124
岐阜県	環境生活部地球環境課	058-272-1111	宮崎県	環境森林部環境管理課	0985-26-7085
静岡県	県民部環境局地球環境室	054-221-2208	鹿児島県	環境部環境企画課	099-286-2587
愛知県	環境部大気環境課	052-954-6215	沖縄県	文化環境部環境保全課	098-866-2236
三重県	環境森林部地球温暖化対策室	059-224-2380			

フロン回収・破壊法に基づく「第一種フロン類回収業者登録」に関するQ&A

Q1. 「第一種フロン類回収業者」と「RRC認定 冷媒回収事業所」はどこが違うのですか？

A1. 「第一種フロン類回収業者」の登録は、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）からのフロン回収を業として行う場合、必ず必要です。登録をしないで回収作業をすると、フロン回収・破壊法違反となり、罰せられます。登録申請先は都道府県知事となり、登録の有効期間は5年間で、5年ごとの更新手続きが必要です。

一方、「RRC認定 冷媒回収事業所」は、冷媒回収推進・技術センター（RRC）が認定している民間資格で、法的な義務付けはなく、資格の取得は任意です。認定元は冷媒回収推進・技術センター（RRC）となり、資格の有効期間は3年間で、3年ごとの更新手続きが必要です。こちらは平成6年から認定を開始し、「安全確実にフロン類を回収できる十分な知見を有する技術者（RRC登録冷媒回収技術者）を有し、信頼してフロン類の回収を依頼できる事業所」として、現在全国約3,100の事業所が認定を受けています。認定を受けると、フロン回収に関する最新情報の提供、RRCの認定する蒸留再生事業所の利用等のメリットがあります。また、国内唯一の冷媒フロン回収に特化した認定資格として、国や都道府県、他業界にも認知度の高い資格であり、貴社の企業イメージアップにつながります。

Q2. 年に1回、回収の仕事があるかないか、なのですが、第一種フロン類回収業者の登録をしないとダメですか。

A2. 登録していない場合、回収作業を行うことはできません。

Q3. カーエアコン（自動車の運転席エアコン）からしか、回収しません。第一種フロン類回収業者の登録は必要ですか。

A3. この場合、カーエアコンは自動車リサイクル法の対象製品ですので、第一種フロン類回収業者の登録は不要ですが、自動車リサイクル法に基づく登録が必要となります。

Q4. 家庭用のルームエアコンや冷蔵庫からしか、回収しません。第一種フロン類回収業者の登録は必要ですか。

A4. 家庭用エアコンや冷蔵庫は家電リサイクル法の対象製品ですので、登録は不要です。

Q5. 整備時にフロン類を回収する場合、第一種フロン類回収業者の登録をする必要がありますか。

A5. 登録が必要です。

Q6. 回収作業を実施する可能性のある県すべてに、第一種フロン類回収業者の登録をしなければなりませんか。

A6. 登録をしていない県において回収作業を行うことはできません。

Q7. 回収業者については、なぜ都道府県ごとに、第一種フロン類回収業者の登録が必要なのですか。

A7. 回収業者で全国に事業を展開するものはごく一部であり、大多数は一部の地域で事業を行っていると思われます。そうした事業者の利便性や適正な監督の見地から、法律では業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けることと定められております。したがって、複数県において業務を行う場合はそれぞれの知事への登録が必要となります。

Q8. A県内で使用していた業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）について、B県に業務用冷凍空調機器を移動させ、B県内でフロン類の回収を行う場合、A県内においては第一種フロン類回収業者の登録は不要ですか。

A8. 移動に際してフロン類の回収の必要がない業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）に限られますが、A県の登録は不要であり、B県の登録が必要です。

Q9. ポンプダウンと回収（吸引作業）を別の場所で行う場合、ポンプダウンを行う区域を管轄する都道府県の第一種フロン類回収業者登録も必要ですか。

A9. ポンプダウン自体は回収作業に当たらないので登録は不要ですが、ポンプダウン後の回収作業については登録が必要となります。しかし、別置型の業務用冷凍空調機器は冷媒の追加充てんを行っている場合が多く、ポンプダウンだけでは冷媒が配管内に残るため、現場回収が原則となります。

Q10. 親会社が第一種フロン類回収業者の登録をしていれば、回収していいですか。

A10. 実際に回収作業を行う事業者が登録する必要があります。

上記のQ&Aは、「フロン回収・破壊法 第一種特定製品のフロン回収に関する運用の手引き第3版（平成18年度改正対応）」及び（社）日本冷凍空調工業会発行「改正フロン回収・破壊法対応マニュアル」を参考に編集・掲載しています。

